

## 地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の運用について

### 1 趣旨

より一層厳しい自治体経営が予測される少子高齢化時代にあつて、持続可能なまちづくりを進めていくためには、村民と行政が互いの立場を認識し、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担い、協働しながら地域課題を解決していくことが必要である。これを可能とする一つの手段として、職員が、職務外に積極的に地域貢献活動に参加することにより、村民参画は進み、村民との協働によるまちづくりがより一層活発になることが期待できる。

職員が報酬を得て事業又は事務に従事する場合には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定及び留寿都村職員の営利企業等への従事の制限に関する規則（令和 4 年留寿都村規則第 9 号）により、任命権者の許可が必要とされている。この許可を得て、職員がその職務外における地域貢献活動に参加することを促進するため、特に報酬を得て地域貢献活動に従事する場合の詳細な許可基準と運用について、次のとおり定める。

### 2 対象となる活動

次のいずれかの活動であること。

- (1) 本村産業（第 1 次産業に従事する場合に限る。）の発展に寄与する活動であつて、報酬を伴うもの
- (2) その他村長が特に認めるもの

### 3 対象職員

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 一般職の職員（パートタイム会計年度任用職員は除く。）であること。
- (2) 活動開始予定日において在職 1 年以上であること。
- (3) 活動開始予定日前 1 年間に於いて、職員の懲戒処分の基準（平成 23 年留寿都村訓令第 17 号。以下「訓令」という。）の規定により、戒告、減給、停職の処分を受けていないこと。
- (4) 地域貢献活動を行う日前 1 年間に於いて、病気休暇等による休暇がなく、健康状態が良好であること。

### 4 許可基準

以下のいずれにも該当していること。

- (1) 職員個人の意思により行うものであること。
- (2) 週休日又は休日の活動であり、職務の遂行に支障を来たすおそれがないこと（有給休暇を取得して地域貢献活動に従事することは認めない。）。
- (3) 法第 33 条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないこと。
- (4) 活動先の団体等と村との間に特別な利害関係が生じるおそれがなく、かつ、特定の利益に偏することなく、職務の公正の確保を損なうおそれがないこと。
- (5) 継続的に活動を行う場合の活動時間は、任命権者が特に認める場合を除き、次に掲げる時間の範囲内であること。
  - ア 週 8 時間以下
  - イ 1 月 30 時間以下
  - ウ 地域貢献活動に従事した時間の終了したときから、正規の勤務時間として割り当てられた勤務の開始時間まで 12 時間以上の間があること。
- (6) 報酬は、地域貢献活動として許容できる範囲であること。
- (7) 地域の発展、活性化に寄与する活動であること。

(8) 宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと。

## 5 活動報告

許可を受けた者は、活動期間満了後速やかに「活動実績報告書」を総務課長に提出しなければならない。

## 6 許可の取消

任命権者は、次の事由のいずれかに該当すると判断した場合は、直ちに許可を取り消すものとする。

- (1) 活動開始後に、訓令により戒告、減給、停職の処分を受けたとき。
- (2) 健康状態が良好と判断できないとき。
- (3) 職務の遂行に支障を来たすおそれがあるとき。
- (4) 職務の公正性を失う又はそのおそれがあるとき。
- (5) 法令に違反したとき。
- (6) 信用失墜行為を行ったとき。
- (7) 虚偽の申請又は報告があったと認められたとき。
- (8) その他任命権者が適切でないと判断したとき。

## 7 その他

- (1) 活動は法令を遵守して行うこと。
- (2) 活動するにあたり、許可の範囲内であるか疑義がある場合は、総務課長に相談し、なお疑義が生じる場合には村長に相談すること。
- (3) 本運用について疑義が生じた場合は、その都度村長が決定するものとする。